

公的研究費等の制度について

～全体編～

公的研究費の管理について

公的研究費の管理や諸手続は、すべて研究機関が行うこととしています。これを機関管理といいます。

＜研究機関による管理を行う理由＞

- ・研究者の負担を軽減するため
- ・意図せぬルール違反を防止するため

研究費目の内訳

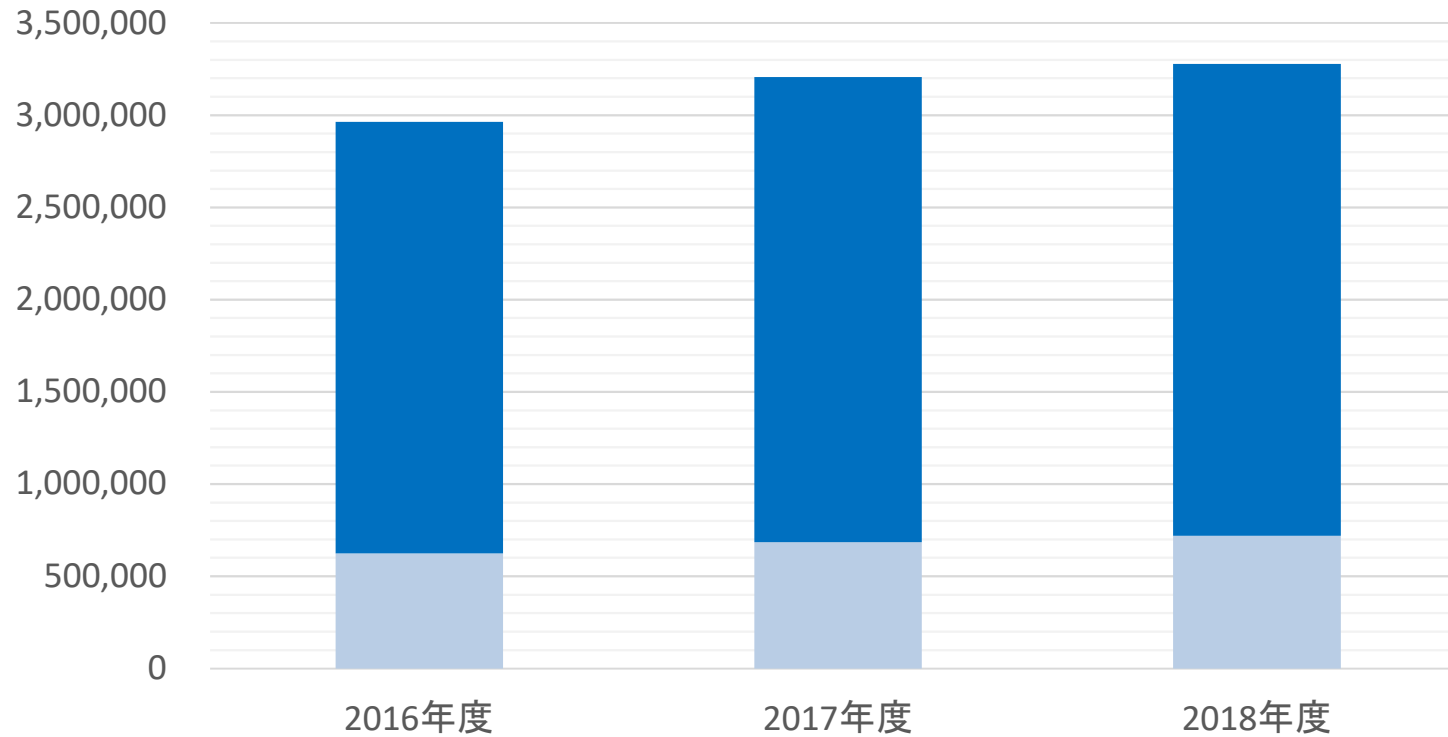
直接経費

研究に直接必要な経費として、研究に必要な物品の購入費、旅費、人件費・謝金及びその他(当該研究を遂行するために必要な経費)に使用することができる。

間接経費

研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費に使用。研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上を図る。

公的研究費の経費別獲得額の推移



単位：千円	2016年度	2017年度	2018年度
■ 直接経費	2,339,612	2,522,527	2,558,278
■ 間接経費	622,736	683,714	718,199
合計	2,962,348	3,206,241	3,276,477

※数値は獲得額ベース(文科科研費・厚労科研費・Amed委託費のみ)

年度決算資料より抜粋

ところで使用しなかった研究費はどうか

獲得した研究費も、研究期間終了後に残額が生じた場合は、一般的に配分機関に返還することとなります。

返還額の算定方法については、各研究費毎に若干異なりますが、返還額が過大である場合は、配分機関より残額が生じた理由を求められる事があります。

研究費の使用は計画的に。

また、研究計画に基づき計画的な執行を行ったにも関わらず、高額な返還が生じた場合についても、当初の経費見積が過大であったのではないかと指摘を受ける事もあり、翌年度の配分額の申請時に必要以上に精査を受ける場合もありますので、積算段階での綿密な算出が求められます。

なお、NCNPの損益への影響についても、一旦配分を受けた研究費を返還することは、研究活動に係る収益として計上した研究収益の減少を意味することから、機関全体の損益への悪影響は避けられません。

直接経費は何に使えるか

研究に直接必要な経費として、研究に必要な物品の購入費、旅費、人件費・謝金及びその他(当該研究を遂行するために必要な経費)に使用することができる。

建物等の施設の整備、研究代表者又は研究分担者の人件費・謝金、間接経費を使用することが適切なものへ使用することはできない。

支出にあたっては、それぞれ以下のルールを参照ください。

文科科研費・・・科研費ハンドブック(研究機関用) 機関使用ルール

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/15_hand/index.html

厚労科研費・・・厚生労働科学研究費補助金等事務処理要領

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/kitei2_5.pdf

日本医療研究開発機構委託研究開発事業・・・委託研究開発契約事務処理説明書

<https://www.amed.go.jp/content/000045643.pdf>

精神・神経疾患研究開発費・・・精神・神経疾患研究開発費事務取扱要領

<https://www.ncnp.go.jp/guide/cost.html>

各研究費(費目)の共通点・相違点①

・消耗品について(直接経費から支出できるもの)

文科科研費・・・ 当該研究課題の研究に直接関係するものであれば支出することが可能。
コピー機や薬品保管棚などについても、科研費の研究課題のために必要であれば、科研費で購入可能。

厚労科研費・・・ 研究の遂行に必要な消耗品の購入に要する経費
<例> 各種事務用紙、文房具、燃料代(燃料用アルコール、ガソリン等。ただし、当該研究に使用したと証明できる場合に限る。)、消耗機材、医薬品、試薬、動物及び飼料、新聞及び雑誌等(年間購読料を含む。)、謝品(謝礼用クオカード等)、コンピュータソフト(バージョンアップを含む。)並びに設備備品に必要な消耗部品等

日本医療研究開発機構・・・ 研究用設備・備品・試作品、ソフトウェア(既製品)、書籍購入費、研究委託研究開発事業 研究用試薬・材料・消耗品の購入費用
※ 一般用事務用品の計上については鉛筆等の文房具、コピー機・プリンターのトナー、居室・実験室の蛍光灯等は、計上できません。ただし機械・装置に接続されているプリンターのトナーについては、計上が可能。

各研究費(費目)の共通点・相違点②

・人件費について(直接経費から支出できるもの)

文科科研費・・・ 直接経費から、研究代表者や研究分担者自身の人件費(給与)や謝金を支出不可。その他のものについては、当該研究課題の研究に直接必要とするものであれば基本的に支出可能。

研究の内容等によっては、事務的な業務が研究遂行上必要な場合があるため、そのような業務を行わせる者を直接経費で雇用することは可能。

厚労科研費・・・ 研究の遂行に必要な研究協力、実験補助、集計、資料整理又は経理事務等を行う者(以下「研究者等」という。)の雇用に要する給与、賃金、賞与、保険料、各種手当等(研究機関が、当該研究機関の給与規程等に基づき雇用する場合に限る。)

※ 支給不可・・・ **研究代表者、研究分担者、常勤職員(常時勤務を要し定年まで雇用期間の定めがなく雇用されている者)**

各研究費(費目)の共通点・相違点③

日本医療研究開発機構・・・ 研究開発担当者、当該委託研究開発を遂行するために直接必要な研究員・技術員・研究補助員等で、「研究開発参加者リスト」【計画様式1付属資料1】に記載のある者は支出可能。

文科科研費・厚労科研費等と異なり、常勤職員の人件費を直接経費から支出可能。

※ 支給不可・・・ 国からの資金(交付金・補助金等)による人件費措置の対象者であって、かつ当該資金(交付金・補助金等)に対する人件費の置換えが認められていない場合

・・・ 研究開発参加者リストに名前を登録している研究者に対して、謝金の支出は出来ません。
(単純労務謝金の支払を除く)

単純労務謝金の定義についてはFAQ参照

<https://www.amed.go.jp/content/000015479.pdf>

各研究費の混合執行について

各研究費の主な相違点(財団等の公募は除く)について

① 他の研究費との混合執行

文科科研費・・・複数の科研費を合算して、設備の共同購入が可
(厚労科研費や運営費交付金等の別予算との混合執行は不可)

厚労科研費・・・請求書は1枚でも、費目で分かればOK

研究開発費・・・時間数等で明確に分けられるものはOK
例) 午前・午後で会場を他の研究者と予約、他の業務も行っている非常勤の人件費

日本医療研究開発機構・・・下記(i)～(iii)の要件を満たしており、事前に確認を受けることにより、研究に用いる機器を他の研究費との合算により購入することが可能

- (i) AMEDの研究費との合算に支障のない資金との合算であること。
- (ii) 合理的に説明し得る負担割合に基づき購入費用を区分できること。
- (iii) 同一機関に所属する研究者に配分された資金の合算であり、研究者が所属機関の変更(異動)を行う場合でも、当該委託研究の推進に支障の生じないこと。

事例1) AMEDの委託研究の2事業を合算して、大型研究機器を購入する場合。

事例2) AMEDの委託研究と他機関の委託研究を合算して、共通利用可能な分析機器を購入する場合。

研究費に関する変更申請の提出条件

文科科研費・・・ 4つの費目(物品費、旅費、人件費・謝金、その他)の額を直接経費の50%(直接経費の総額の50%の額が300万円以下の場合、300万円まで)を超える場合

※補助金分:年度ごとの交付決定額

※基金分:複数年にわたる研究機関全体の交付決定額

※一部基金分:各年度の補助事業に要する経費

厚労科研費・・・ 直接経費の費目のうち大項目(物品費、人件費・謝金、旅費及びその他)の配分額が直接経費の総額の50%(直接経費の総額の50%の額が300万円以下の場合300万円まで)以上増減する場合

研究開発費・・・ 各費目の流用額が直接経費の総額の50%以上増減する場合

日本医療研究開発機構・・・ 費目ごとの当該流用に係る額が、当該年度における直接経費の総額の50%(この額が500万円に満たない場合は500万円)を越える場合

委託研究開発事業

※ 委託研究開発契約書上の計上額が0円の費目についても、流用範囲内であれば使用可能。

間接経費について

○間接経費導入の趣旨

研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費を、直接経費に対する一定比率で手当することにより、効果的・効率的に活用し、研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用する目的で創設。

○間接経費の額

間接経費の額は、**直接経費の30%**に当たる額とすること。

※直接経費に対する比率については一部例外あり

○間接経費の用途

間接経費は、研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当する。

申請時には直接経費の30%の率を間接経費として計上いただくようお願いします。

競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針
競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ
平成26年5月29日改正より

間接経費の使用例

- 人件費（研究代表者・研究分担者の人件費として使うことも禁止されていません。）
- 設備の共用のための技術職員の配置、共用設備の整備
- 施設費（整備費、管理費など）
- 設備費（購入費、運用経費等）
- 図書館費（施設整備費、維持費、管理のための経費）
- 共用して使用するコピー機・プリンタ等の消耗品費
- 研究の広報活動費
- 競争的資金に関する管理事務の必要経費
- 特許出願費用、弁理士費用、審査請求費用など

科研費ハンドブック
2018年度版平成30年6月より

研究活動における
不正行為への対応
&
研究費の不正使用の防止
に係る取組について

コンプライアンス教育・研究倫理教育対象者リスト

SNo.	デスクネットユーザーID	氏名	コンプライアンス教育受講対象	研究倫理教育受講対象	研究倫理教育受講義務の必須・機会提供の別	eRad ID (研究者番号8桁)	ユーザID	メールアドレス	組織	ご所属部局名	区分
1	11056	加藤 直樹	○	○	必須	70796937	JSPS002077	kato-naoki@ncnp.go.jp	企画経営部	企画医療研究課	事務系職員
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											

不正防止に関する指針について

研究活動に関する不正防止対応 (盗用・ねつ造・改ざん等)	研究費の不正使用防止に関する対応 (カラ請求・プール金・水増し請求等)
国の指針 研究活動における不正行為への対応等 に関するガイドライン	国の指針 研究機関における公的研究費の管理・ 監査のガイドライン
NCNPの規程 国立精神・神経医療研究センター研究不正 防止規程	NCNPの規程 国立精神・神経医療研究センターにおけ る公的研究費の管理・監査の実施基準
NCNPにおける研究倫理教育 日本学術振興会提供 eラーニング Elcoreの受講	NCNPにおけるコンプライアンス研修 Desknetsのアンケート機能を利用した習 熟度チェックテスト
対象者と受講頻度 ・研究者(e-radに研究者IDを有する者) ・受講頻度:3ヶ年度に1回は受講し修了 すること	対象者と受講頻度 ・競争的研究資金の配分を受ける研究 者及び研究資金の運営・管理に関わる 全ての者 ・毎年受講すること

研究倫理教育 (日本学術振興会提供 EI core)

コンプライアンス研修 (習熟度チェックテスト)

デスクネットのアンケート機能を用いた コンプライアンス研修習熟度チェック回答手順について

企画医療研究課

競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員は11月30日(金)までに本機能の用いて回答いただく必要があります。

研究倫理教育の実施・受講について

○「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、下記のこと定められました。

- ①研究機関が研究倫理教育を実施すること。
- ②研究者が研究機関が実施する研究倫理教育を受講すること。

○文科科研費、厚労科研費、日本医療研究開発機構では、応募の際に研究代表者は、研究分担者が研究倫理教育を受講していることについて、交付申請時等に確認をしています。研究倫理教育の受講に当たっては、各所属研究機関の研究倫理教育の受講等が必要。

○NCNPでは日本学術振興会が配信している研究倫理eラーニングコースの無料コンテンツの受講を研究倫理教育と定めています。

※今年度の受講についての依頼は追って詳細をご案内いたします。

日本学術振興会 研究倫理eラーニングコース

(参考) URL <https://www.netlearning.co.jp/clients/jsps/top.aspx>

研究活動における不正行為

不正使用防止のための取組

応募資格を一定期間停止する措置の導入、厳罰化（平成25年度～）

- 不正使用を行った研究者及び共謀者（私的流用の場合） →10年
- 不正使用を行った研究者及び共謀者（私的流用以外）
 - ① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高い場合 →5年
 - ② ①及び③以外の場合 →2～4年
 - ③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低い場合 →1年
- 不正受給を行った研究者と共謀者 →5年
- 善管注意義務に違反した研究者 →1～2年

平成26年度より、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務違反した研究者のうち、応募資格が制限された研究者については、原則、研究者氏名を含む当該不正の概要を文科省のHPIにおいて公表。

不正使用の事例

- 架空取引により消耗品等を購入したように装い、実際には納品されていないのに科研費が支出され、業者に預け金が形成されていた。
- カラ出張により、旅費を不正に受給し、研究室の口座に入金させる。

研究費の不正使用の防止

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)の改正要旨① (※H26年2月に改正)

①不正を事前に防止するための取組

- ・すべての構成員(研究者及び事務職員)の**コンプライアンス教育の受講義務化と受講管理(誓約書の徴取を含む)**の徹底
- ・不正事案の**氏名を含む調査結果の公表**の徹底
- ・不正を抑止するための環境の整備を促進するため、国の機動調査の実施、特殊な役務(プログラム開発等)に関する検収、重点的なリスクアプローチ監査の実施、**取引業者に対する誓約書の徴取**、過去の不正取引の自己申告に対する減免措置等も含めた癒着防止のための対策

②組織の管理責任の明確化

- ・コンプライアンス教育の受講管理、競争的資金等の管理・執行のモニタリング改善指導の役割を担う「**コンプライアンス推進責任者**」を設置
- ・責任者の管理監督責任・役割等の明確化のため、**懲戒規程を含む内部規程へのこれらの位置付け・整備、諸規程の積極的な情報発信**
- ・**不正調査の期限**(原則210日以内)の**設定**
- ・調査報告遅延による**研究者個人への研究費執行停止等及び機関への当該競争的資金に係る間接経費の削減措置**の導入

研究費の不正使用の防止

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)の改正要旨② (※H26年2月に改正)

③国による監視と支援

- ・ 機関への調査・モニタリング機能の多様化・強化、調査結果の公表等による情報発信の強化・組織改革への支援
- ・ 機関の内部調査等の透明性を高めるため、第三者的な視点の導入(告発窓口の第三者機関等への設置、第三者を含む調査委員会の設置等)を要請
- ・ 機関の不正防止対策を支援するため、調査報告書ひな形、内部規程に盛り込むべき具体的事項、自己点検チェックシート等を提示

④現行基準の具体化・明確化

- ・ 発注・検収、出張、非常勤雇用管理等、内部監査の具体的方法等の明示
- ・ 近年の研究不正に見られるリスク・対策等の明示

(例) 第三者チェックをすり抜ける取引業者による持ち帰りや反復使用など

3-2. 事例紹介①架空発注と預け金による不正

架空発注により業者に預け金を行う行為は不正使用に該当します。



不正発生の要因分析

- 使用用途、使用年度に関らず、研究費を自由に使用したかった(動機)
- 発注から納品までを研究者自らが行うシステム(機会)
- 規則に対する遵守意識および公的資金であるという認識の欠如(正当化)

措置

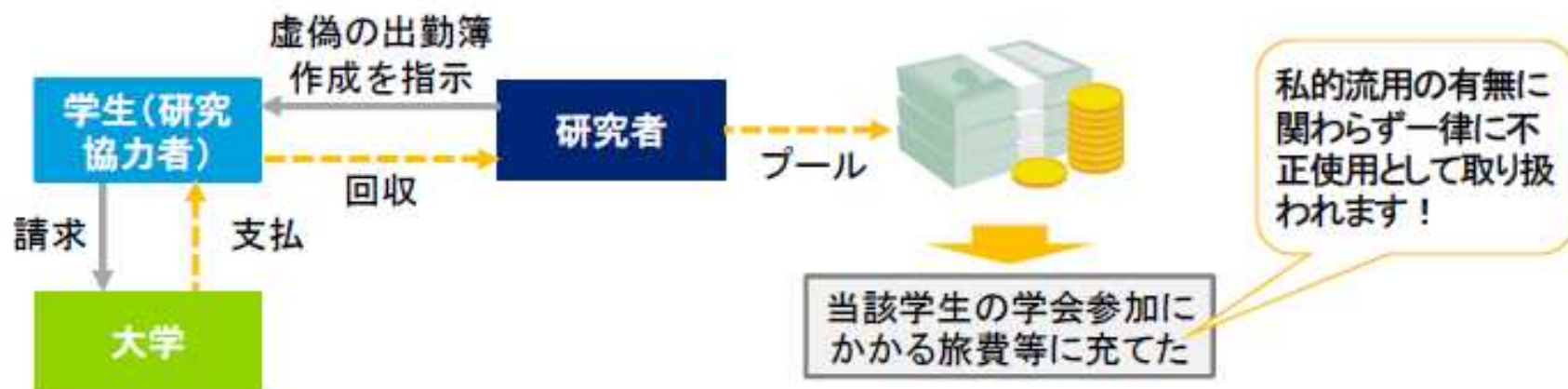
- 補助金の返還命令
- 4年の競争的資金への申請及び参加資格制限(改正後は最長5年)
- 関係業者に対して一定期間の取引停止
- 懲戒処分等機関内での人事処分

重要なポイント

繰越事由に合致し繰越制度を適切に利用すれば不正など行わなくとも翌年度使用は可能であった。

3-3. 事例紹介②架空人件費(謝金)による不正

研究協力者に支払う給与について、実際より多い作業時間を出勤簿に記入して請求することは不正使用に該当します。



不正発生の要因分析

- 使用用途に関らず、研究費を自由に使用したかった(動機)
- 勤怠管理が研究室任せで、事務部門が勤務実態を把握していない(機会)
- 規則に対する遵守意識および公的資金であるという認識の欠如(正当化)

措置

- 補助金の返還命令
- 4年の競争的資金への申請及び参加資格制限(改正後は最長5年)
- 懲戒処分等機関内での人事処分

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインについて(研究者向け)平成26年6月 より

3-4. 事例紹介③架空旅費交通費による不正

実際に要した金額以上の経費を申請することは水増し請求であり不正使用に該当します。



不正発生の要因分析

- 研究費を私的目的で使用したかった(動機)
- 出張が申請どおりに行われたかどうかのチェック体制の不備(機会)
- 規則に対する遵守意識および公的資金であるという認識の欠如(正当化)

措置

- 補助金の返還命令
- 5年の競争的資金への申請及び参加資格制限(改正後は10年)
- 懲戒処分等機関内での人事処分

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインについて(研究者向け)平成26年6月 より

研究係からのお願い

①研究費執行ルールの再確認について

近年、研究費の不正使用に対する罰則が厳しくなっています。各研究費の執行ルール、事務処理説明書等の再確認をお願いします。

②転出時の事前報告について

各種研究費を取得されている研究者で転出等されるとき
→転出する1か月前までに研究係までに連絡下さい。

③エフォートの管理について

現在のe-Rad（府省共通研究管理システム）では、研究者ごとにデータ管理されています。エフォートが100%超えないように管理して下さい。

④公益財団法人等からの研究助成については個人経理を原則認めません。

採択された時には、研究係まで必ずご連絡下さい。

⑤間接経費について

会計検査院の实地監査において、必ず直接経費の30%を計上するように指摘がありました。間接経費を必ず30%計上するようにしてください。

出典・リンクについて①

参考資料集

(以下のリンク先は平成30年11月時点のものであり、公開元により予告なく変更されることがあります。)

(1) 競争的資金の配分機関等の定めたガイドライン等

・「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」

<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf> <https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>

・研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日(平成26年2月18日改正)文部科学大臣決定)

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/___icsFiles/afieldfile/2014/03/18/1343906_02.pdf

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/08122501.htm

・研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成26年3月31日厚生労働省大臣官房厚生科学課)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/0000043065.pdf>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyuu/kanrikansa/>

・研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(制定平成19年10月1日19農会第706号改正平成26年12月18日26農会第888号26林政政第414号26水漁第1126号 農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知)

https://www.s.affrc.go.jp/docs/pdf/141218_kanri_kansa_guidline.pdf

<https://www.s.affrc.go.jp/docs/misbehavior.htm>

・公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針(平成20年12月3日(平成27年1月15日最終改正)経済産業省)

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/pdf/150115shishin-fuseishiyuu.pdf

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

出典・リンクについて②

・競争的資金の適正な執行に関する指針(平成17年9月9日(平成24年10月17日改正)競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1.pdf>

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

・公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)(平成18年8月31日総合科学技術会議)

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken060831.pdf>

<http://www.e-rad.go.jp/link/material/>

(2)各制度の事務処理要領等

・内閣府 競争的資金制度について

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

・内閣府 府省共通経費取扱区分表(第1版 平成22年12月16日)

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kubunhyo.pdf>

・競争的資金における使用ルール等の統一について(平成27年3月31日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/siyouruuru.pdf>

・厚生労働科学研究費補助金

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/>

・平成30年度版 委託研究開発契約事務処理説明書(国立研究開発法人日本医療研究開発機構)

<http://www.amed.go.jp/content/files/jp/youshiki/itaku/00keiyaku/ipwmanual.pdf>